4　原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査 5　原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査 6　アイスコンデンサの冷却性能検査 7　圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査 8　可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査 9　放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルター性能検査 10　原子炉格納容器循環系のフィルター性能検査	
八　非常用電源設備	1　非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査 2　直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査

四　蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあっては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五　蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、原子力施設検査官が次に掲げる事項について行うものとする。

一　第四十五条第二項第一号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　燃料取扱設備の系統運転性能検査

ロ　新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ハ　使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査

二　第四十五条第二項第二号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ロ　液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査

ハ　液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ニ　液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ホ　固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査

ヘ　固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ト　固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

三　第四十五条第二項第三号に係る設備にあっては、次に掲げる事項

イ　エリアモニタリング設備の設定値確認検査

ロ　エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ハ　エリアモニタリング設備の作動検査

ニ　プロセスモニタリング設備の設定値確認検査

ホ　プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査

ヘ　プロセスモニタリング設備の作動検査

ト　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査

チ　固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査

リ　換気設備の性能検査

四　第四十五条第二項第四号に係る設備にあつては、次に掲げる事項

イ　非常用電源装置

ロ　無停電電源装置の性能検査

（施設定期検査の実施時期）

第四十八条　法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要発電用原子炉施設の区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三　特定重要発電用原子炉施設であって、その判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	施設定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

2　前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一　特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けるべきもの

二　特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって発電用原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じることが可能であるもの

ロ　使用済燃料を取扱う機器その他機械又は器具であって発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査を受けようとする場合における時期については、直近の施設定期検査を開始した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その認可の日以降十三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条　法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二　廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

三　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。